

10. 法学研究所

【到達目標】

多様化・複雑化する今日の社会において法学・政治学が直面する現代的諸課題に対応するため、研究者間の共同研究や学術的な情報交換を積極的に推進する。また、所内に設けている地方自治センター及び国際人権センターは、地域の政治・行政に関わる法的問題や国際化する社会の人権問題に対し、理論面のみならず実践的にも貢献していくことを目的としており、それらの活動に必要な組織体制等の整備・充実に努める。

【現状説明】

(1) 研究活動

1) 共同研究

本研究所の中心的な活動の一つである共同研究プロジェクトは、1979年度に発足し、当初は5つの研究テーマに延べ15名の所員その他の研究者が参加して研究活動が開始された。その後、研究テーマ・参加者の相当の増減を経て2008年度現在、下記の7つの研究テーマにつき、所員延べ22名の参加により、それぞれプロジェクト・チームが編成されるに至っている。

- ①比較自治体法の研究（研究代表者：安達 和志）
- ②国際組織の機能と各国への波及効果（研究代表者：久保 敦彦）
- ③ヨーロッパにおける地方制度の研究（研究代表者：齋藤 靖夫）
- ④現行刑法の改正作業に関する総合的研究（研究代表者：山火 正則）
- ⑤中小企業法務に関する研究（研究代表者：石川 正美）
- ⑥「グローバル・スタンダード」への国内的対応と個人の権利保全（研究代表者：阿部 浩己）
- ⑦日本国憲法（研究代表者：阿部 浩己）

一方、1999年度に「神奈川大学共同研究奨励制度」が発足して以降、同制度による助成対象研究として下記の9つの共同研究が採択されている。

- ①市町村合併の実態調査（研究代表者：竹下 譲）1999～2000年度
- ②東アジアにおける新国際秩序構築に関する研究（研究代表者：郷田 正萬）2000～2001年度
- ③分権型社会における自治体施策の現状と課題（研究代表者：交告 尚史）2001～2002年度
- ④司法救済とADR—福祉領域での問題解決のための基礎研究（研究代表者：橋本 宏子）2001～2002年度
- ⑤アジア太平洋における人権と平和—21世紀的視座の確立に向けて（研究代表者：阿部 浩己）2002～2003年度
- ⑥日中韓三国における法の近代化過程の比較研究（研究代表者：吉井 蒼生夫）2003～2004年度
- ⑦連邦制・道州制の比較研究（研究代表者：後藤 仁）2004～2005年度
- ⑧補完性原理に基づくリージョナリズムの比較研究—連邦制・地域制・道州制（研究代表者：山田 徹）2007年度～継続中
- ⑨「非対称的關係」の克服と法の役割—「法律を使う個人の目」を通じた法の再統合（研究代表者：井上 匡子）2008年度～継続中

2) 研究会の開催

学外の研究者等を招いて、不定期に所員を対象とする研究会（スタッフ・セミナー）

を開催し、学術交流を図っている。2004年度以降は、地方自治センター及び国際人権センターでもそれぞれ独自にスタッフセミナー、事例検討会等を企画・実施している。

3) 受託研究

本研究所の事業の一つに「研究及び調査の受託」が掲げられているが、これまで本研究所が学外の団体・自治体等から特定のテーマに関する研究・調査委託を受けた例はない。

4) 資料の収集・整理

地方自治センター及び国際人権センターの業務の一環として、それぞれ当該領域の政策・立法・訴訟等に関する資料を収集し、また、研究会、講演会等の活動に関する記録を整理し、これらを利用者に公開している。

(2) 教育研究組織単位間の研究上の連携

本研究所の所員は、本学法学部及び法務研究科の教員である教授・准教授・助教によって構成され（神奈川大学法学研究所規則第4条）、現在の所員数は45名（特任教授1名を含む）である。なお、所員の中から、研究業務に専従する専属研究員（任期1年）を2名以内置くことができることとされているが（同規則第4条第2項、第8条）、現在までその適用例はない。

このほか、本学の大学院各研究科博士後期課程を修了した者または単位取得満期退学した者のうちから特別研究員（任期2年）を、また、本学以外の大学の専任教員またはそれに準じる研究歴を有すると認められるものうちから客員研究員（任期1年）を、それぞれ委嘱することができる（同規則第9条、第10条）。

(3) 研究上の成果の公表、発信・受信等

1) 研究誌の刊行

本研究所の機関誌である『神奈川大学法学研究所研究年報』は、1980年3月に創刊号を発行して以来、ほぼ毎年1号のペースで刊行され、現在第26号まで出ている。内容は論説、研究ノート、講演記録、翻訳、資料、所報等で編成され、所員の個別または共同研究の成果を中心として、時宜に応じて所員以外の研究者の寄稿が掲載されてきた。

2) 叢書の刊行

所員の研究に対する財政的支援の一つとして学術研究図書刊行助成を行っている。これは、所員が個別研究または共同研究の成果を図書として出版する場合に、『神奈川大学法学研究叢書』の名称を冠することとして出版経費の一部を助成するもので、年間予算（150万円）を申請者の数に応じて按分している。1985年度以来現在まで、23冊の研究書がこの制度を利用して刊行されている。

3) ニュースレターの発行

研究所及び所員の研究活動の広報を目的として、年2～3回、「神奈川大学法学研究所ニュースレター」を発行し、学内外に配付している。2004年7月の創刊以来、現在（2008年11月）までに12号を数える。

【点検・評価】

(1) 研究活動

研究所内の各プロジェクトの研究成果は、当該研究の進行状況に応じてそのつど『研究年報』その他学内外の刊行物に発表されてきたが、その形態は個人執筆が中心で、プロジェクト・チームのメンバーの共同執筆によるものはあまり見当たらない。また、共同研究

の活動がしだいに形骸化して事実上中止されたとみられるものも少なからずある。こうした実状の原因としては、まず「共同研究」という形式に当初から内在する次のような問題がある。①所員は、元来それぞれに個別的な研究テーマに取り組んでいるため、共同研究への参加が自己の専門領域の研究を遅らせるのではないかという危惧があること、②研究テーマによっては、学外研究者と共同研究を行う方が学術的志向・効率性等の点から望ましいと考えられる場合があること、③所員の専門的な研究領域によっては共同研究への積極的な参入が困難であること、である。さらに、共同研究の着実な遂行を確保する体制上の問題として、④研究プロジェクトの遂行がもつばら構成メンバーの自主的な努力に委ねられ、その支援のための特別な優遇措置がとられてこなかったこと、⑤研究活動の状況や研究実績を検証するシステムが存在せず、参加者以外にはその活動実態が不明なまま推移してきたこと、が挙げられる。

1999年に設けられた神奈川大学共同研究奨励制度は、上記の問題点のうち④及び⑤を解消することで共同研究の推進を狙ったものと評価できるが、助成期間が2年間と比較的短いこともあり、現時点では、上記の①～③の問題点を克服するまでには至っていないように思われる。すなわち、研究所において継続的に取り組まれている共同研究が同制度による助成対象研究に採択されているわけでは必ずしもないため、助成期間が終了すると、ともすれば当該共同研究それ自体も下火になりがち傾向が見受けられる。

一方、これまで受託研究が行われなかった理由については、次の点が考えられる。第一に、研究所が実施している共同研究等については、特に対外的な広報活動が行われているわけではなく、学外に広くその存在が認識されていない。第二に、法学・政治学分野では、実態調査等のフィールドワークのような場合を除いて、理論研究等を特定の大学の研究機関に委託する例はあまりみられない。第三に、自治体等が委託先を選定する際には、過去の受託実績の有無を重んじ、また公平性への配慮から研究者が特定の大学に偏することを避けたがる傾向が強い。

（2）教育研究組織単位間の研究上の連携

本研究所の構成メンバーは本学法学部及び法務研究科の教員であるため、研究領域はそれなりの広がりをもつとは言え、自ら一定の範囲に限られており、将来的には共同研究等の円滑な遂行に困難を来す事態も考えられる。この点については、設立当初から共同研究を他学部教員や本学以外の研究者にも開放すべきことが確認され、事実、ごく部分的にはそのような研究者の参加も得てきたが、その位置づけが明確でないことが問題となった。そのため、2004年に研究所規則を改正し、「客員研究員」制度を導入した（2008年度は2名の客員研究員が委嘱されている）。

また、現行の「専属研究員」制度が利用されていない点については、その原因は定かでないが、おそらくこれまで学部授業や校務の負担が大きく、研究業務に専従するスタッフを割けるだけの人員の余裕がなかったことが一因ではないかと思われる。

（3）研究上の成果の公表、発信・受信等

研究誌に関する現在の問題として次の点が挙げられる。第一に、所員がその研究成果を迅速に発表する必要から、発行頻度の多い『神奈川法学』（神奈川大学法学会、年3回刊行）や学外の出版物に掲載する傾向があること、第二に、このため『神奈川法学』との間で研究誌としての特色を出しにくいこと、第三に、1998年度より、理事会の方針で学内者の執筆原稿に対する原稿料の支払いが認められなくなったこと、である。特に第三の点に関しては、原稿料は、本来的に図書の購入等に充てられる研究費とは性質の異なる著作活動の対価であり、学外者と学内者で原稿料の額に区別を設ける余地はありうるとしても、全く

無償とすることには大いに問題がある。事実、この措置は上記第一の傾向にいつそう拍車をかけ、『研究年報』に所員の原稿が集まりにくいという事態を生じている。

【改善方策】

（1）研究活動

共同研究をめぐる問題点のうち、上述の①～③に関しては、学問研究の性質上、ある程度やむをえないものと言えよう。共同研究に参加している所員は現状では4割程度にとどまっており、その増加が望ましいが、そのためには何らかの誘因が必要である。魅力ある研究テーマの選定と支援のための特別な優遇措置がその重要な手立てとなるほか、優れた学外研究者を構成メンバーの一員として迎え入れることによって、研究活動をより活性化させていくことも考えられる。現実的な効果が期待される改善策としては、④・⑤の状況の解決が引き続き図られるべきであろう。そのためにはまず、共同研究プロジェクトに対し研究費・調査研究旅費等を傾斜配分するなど、研究所内において共同研究の制度的基盤を整備する必要がある。加えて、全学レベルでも、神奈川大学共同研究奨励制度の改善（助成金の増額、助成期間の延長等）や支援体制の強化・充実（共同研究の企画・実施に係る事務処理の補助等）などが求められる。

一方、外部からの受託研究が活発化することは、上記の諸点に鑑みると将来的にも容易に期待し難いように思われる。ただ、研究所が社会的に必要な研究・調査を外部からの委託によって遂行すること自体は、社会と連携した学問研究の発展のために一般的に有用であると言える。そこで当面は、所員の共同研究等の実績を積み重ね、その研究成果を積極的に公表していくことが重要と考えられる。そのためには、機関誌、「ニュースレター」、ホームページ等を通じて本研究所の存在やその特色をより広くアピールしていく必要がある。

また、これらの課題に対処するうえで、今後、地方自治センター及び国際人権センターが共同研究・受託研究の核として機能すべきである。

（2）教育研究組織単位間の研究上の連携

今後、多様な学際的広がりや高度の専門性をもった研究活動を展開していくためには、学部外の研究者を必要に応じて広く組み入れることができるよう「客員研究員」制度を積極的に活用すること、大学における研究業務の重要性に鑑み「専属研究員」制度の活用を図ることが課題となる。また、客員研究員及び専属研究員の受け皿としても、両センターが重要な役割を果たすべきである。なお、教育的観点からは、RA制度等、大学院生や学部学生の共同研究プロジェクトへの参加を可能にする仕組みも検討に値しよう。

（3）研究上の成果の公表、発信・受信等

上記の事情から、研究誌については、1998年度発行の第17号より所員に対する執筆依頼を中止し、特定のテーマに関する講演会・シンポジウムを企画して、その記録を収載する特別編集で対応している。現下の執筆条件のもとでは、当面、このような方針で講演会企画を充実させることによって、研究所機関誌の特色を出していかなざるをえないであろう。元来、『研究年報』は、共同研究の成果の発表の場とすることを予定して発刊されたものであるが、今後とも上記の事態が継続する場合には、その性格づけについて再検討する必要がある。

他方、叢書については、今日の出版事情のもとで、教科書やハウツーものの入門書に比べて、高額で販路の限られた専門的な学術書の刊行はかなり困難な状況であるところから、こうした刊行助成制度の存在意義はきわめて高いと言える。従来の実績のうえに、今後と

もさらに充実させていく必要があると考えている。

なお、研究所の広報活動に関しては、「ニュースレター」の発行に加え、ホームページを今年度中に開設し、一層の充実を図ることとしている。